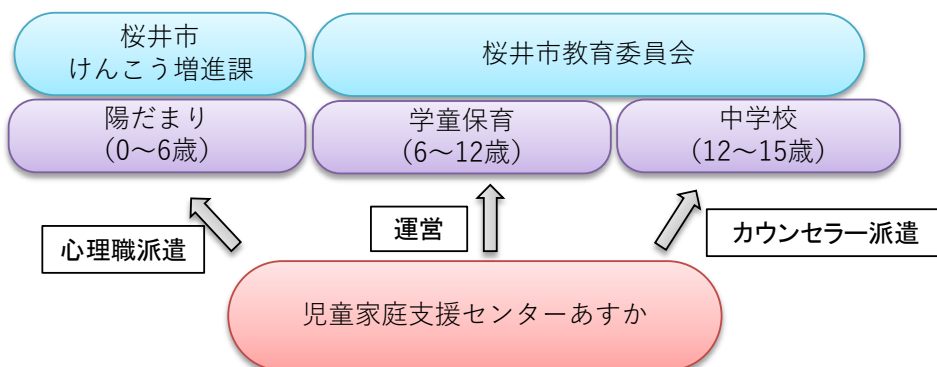


⑮ 児童家庭支援センター あすか (奈良県桜井市)

市の教育委員会・母子保健との連携のもと、
0～15歳までのポピュレーションアプローチ



- 桜井市立中学校全4校にスクールカウンセラーを派遣し、生徒や保護者、教員の心理相談にあたる。またソーシャルワークのアプローチが必要な困難を抱えた生徒には、学校長の許可を得てケースを学校外へ持ち出し、児童家庭支援センターの相談ケースにつなげている。不登校生徒に対しては法人が運営するフリースペースを紹介している。
- 桜井市立小学校全11校および磯城郡川西町立川西小学校の計12か所の学童保育所を運営。保護者の迎えが深夜になるケースもあり、実質トワイライトステイの役割も果たしている。
- 桜井市の「陽だまり」(発達の気になる幼児のための母子通園教室)に週3回心理職を派遣。保護者へのアドバイス、保育士、保健師へのフィードバックを行っている。
- 桜井市公立保育所に巡回相談員を派遣。保育士に発達課題のある園児への関りを助言している。
- 児童家庭支援センターが法人の運営する多種事業をまとめる「バーベキューの串」となる。



桜井市は、奈良県北部に位置する人口約5.5万人、高齢化率32.1%の都市。古墳時代の王朝の中心地であったといわれ、市内にも古墳が多数。市内に保育所6園(公立4、私立2)、小学校11校、中学校4校を有する。

児童家庭支援センターあすかは、桜井市との長年にわたる連携のもと、乳児から中学生まですべてのこどもにアプローチする体制を構築。「地域における子育ての社会支援システムの構築」を社会福祉法人飛鳥学院の使命としている。

基礎データ

事業所名・所在地：児童家庭支援センターあすか・奈良県桜井市谷 265-4
 母体（設置主体）：社会福祉法人飛鳥学院
 開設年：平成12年(2000年)10月
 設置主体が有する施設・機関：児童家庭支援センター、児童養護施設、児童発達支援事業所、保育所、学童保育、一時保護所、奈良児童虐待防止ネットワーク「さずな」事務局
 スタッフ：センター長1名、センター次長1名、スーパーバイザー1名、主任(心理職)1名、ソーシャルワーカー5名(地区担当)、心理職員2名(スクールカウンセラー)、事務職1名
 開設時間：月～土、9～17時 夜間祝休日にも緊急時は対応

活動のはじまり・変遷

地域とともに70年

第二次世界大戦で九死に一生を得た初代理事長、河村善次郎氏は、復員直後の1945年10月から戦災孤児に自社の倉庫を解放。数名から始まった戦災孤児支援はやがて80名になり、1949年に正式に養護施設飛鳥学院として発足した。もともと材木業を営んでいたことから、木のぬくもりを感じられる施設を、と作った飛鳥学院の佇まいはまるで老舗旅館のよう。途中耐震リフォームはあったものの、現在も当時のままの姿を残している。

1950年には隣接地に保育所、1992年には学院内に学童保育を開設するなど、常に時代を先取りして地域の子育て支援ニーズに応えてきた。児童家庭支援センターも制度化直後から県に申請を行い、2000年には開設。現在は近隣の空き家を活用して地域小規模児童養護施設や児童発達支援事業所を運営している。

1945年	戦災孤児、浮浪児の保護開始。
1949年	養護施設飛鳥学院として発足。
1950年	飛鳥学院保育所を設立。
1992年	学童保育所「あすか子どもクラブ」を独自事業として開設。現「桜井学童保育所」。
2000年	児童家庭支援センター「あすか」開設。
2016年	児童発達支援事業所「あすか」開設。
2018年	児童発達相談支援事業所「あすか」、一時保護所「わかざくら」を開設。



活動の概要

学校は子どもに起こる全ての問題が現れる

1997年の児童福祉法改正の翌年から、河村喜太郎理事長（センター長兼務）はさっそく奈良県に児童家庭支援センター設置を申請。しかし「児童家庭支援センターあすか」につながる基礎作りは、実はこれよりはるかに前に始まっていた。1990年代初頭から、河村理事長と宮崎次長は、市内の小中学校を訪問し、校園長会へも出席して、先生方の困りごとの聞き取りをした。当時は社会的養護がまだよく知られておらず、児童養護施設になにができるのかという反応だったという。しかし学校には担任教師だけでは手に負えない子どもと保護者がいる。例えば不登校や発達課題のある子どもたち、児童虐待の疑いがある家庭などだ。児童家庭支援センター設立後は、小・中学校からこれらの子どもと家庭への支援の依頼を受け、次第に学校から信頼を寄せられるようになった。

こうした活動の背景には、子育てを家族に丸投げし、母親が疲弊している現代の子育て事情に対する理事長の憂いがある。虐待があるかどうかではなく、困っているすべての子育て家庭を助けたい。保育所、幼稚園、小学校、中学校には、市内のすべての子どもと子育て家庭の情報が集まっている。学校とつながることで、児童家庭支援センターを必要とする家庭の情報を漏らさずキャッチすることができるのだ。

児童家庭支援センターの建物

飛鳥学院の重厚な建築とは対照的に、モダンな木造建築の児童家庭支援センターあすか。実はあすかだけの建物ではない。隣接する飛鳥学院保育所のホールと、地域子育て支援センター「やまぼうし」（桜井市より法人保育所への委託事業）が同居している。訪問時は「やまぼうし」の閉館日、保育園児の午睡時間に当たったことから静まりかえっていたが、いつもは子どもたちのにぎやかな声があふれているのだろう。建物を共同利用することによって、広いプレイルームや中庭も活用できている。



児童家庭支援センターあすかでは、センターで地域の親子・関係機関からの相談を受けることはもちろん、市内各所に専門職を派遣している。そうすることで、0歳から18歳までのすべての子どもと子育てに関する家庭の困り事にアプローチできるからだ。

未就学児の発達支援

まず未就学児への支援から見ていこう。児童家庭支援センターあすかでは、桜井市が未就園児を対象に開設している親子ふれあい教室（1歳半～未就園児）と発達支援教室（4～5歳児）に、2016年から臨床心理士を派遣している。年間を通じて同じ心理士が活動に入り、保護者に対して発達・発育に応じた関わりの指導や助言を行うとともに、毎回の活動終了後には保育士へのフィードバックを行っている。2017年からは桜井市保健福祉センター「陽だまり」に心理相談員を派遣し、保護者からの相談にも応じている。

また、保育所巡回相談によって、飛鳥学院保育所や公立保育所の保育士へのスーパービジョンを通じて、市内の未就学児への支援を行っている。

市内すべての学童保育所を運営

続いて小学生への支援を見てみよう。

1992年に学院内に法人独自の学童保育を開設したのをはじめ、現在は市内に11ある学童保育所すべての指定管理を受託。川西町立川西学童

保育所を含め計12カ所の学童保育所を運営している。桜井市の管轄が児童福祉課から教育委員会に移管してからは、市との連携もますます深まっているという。

学童保育には専属の職員がいるほか、児童家庭支援センターあすかの職員も入ることがある。一般的に敬遠されがちな特別支援の必要な児童を優先的に受け入れたり、迎えが遅くなる児童もあずかるなど、社会的養護の強みを活かした学童保育となっている。

特別支援教育への支援

さらに、子ども一人ひとりのニーズに応じた特別支援事業として、発達検査や発達障害児への支援を行っている。母子保健では未就学児を対象とするため、学齢児童の発達検査を担う機関が市内には存在しない。しかしニーズは高く、臨床心理士のいる児童家庭支援センターあすかに学校長から依頼があるという。「無償ですよ。」と宮崎次長と吉田主任は涼しい顔で口を揃える。もちろん児童家庭支援センターの一般事業として業務実績にはなるが、桜井市からの委託費はない。それでも、すべての子育て家庭を支援する、学校の困りごとを引き受けるといった姿勢から、当然のことと考えている様子。

児童発達支援相談事業所あすかでは障害児のケアプランも作成する。市内には成人のケアプランを作成する事業所はあるが、児童のケアプラン作成に特化しているのはあすかだけ。こうした事業を通じて、桜井市の障害福祉分野とのパイプもできてきたという。



近隣の空き家を改装した児童発達支援事業所あすか。登録上は児童発達支援センターではないが、「気持ちの上ではセンター」ということで「児童発達支援センターあすか」の看板を掲げている。

中学校にスクールカウンセラーを派遣

中学生への支援として、児童家庭支援センターあすかから、市内4つの中学校に2名のスクールカウンセラーを派遣している。1校あたり2週に1回6時間の訪問で、1年間では120時間余。延べ活動時間は年間500時間ほどになる。

子どもたちの困り事はいろいろ。カウンセラーへの要望も学校によっていろいろだそう。カウンセリングルームに待機して、相談を受ける学校もあれば、校内を巡回しながら子どもたちに声をかける学校もあるとか。不登校の子どもとの相談は、保護者や教師が本人の代わりに相談に訪れることもある。

中学校で関わる子どもの中には、カウンセリングよりもソーシャルワークのアプローチが必要な課題を抱える子もいる。そんなときは、学校長の許可を得てケースを学校外へ持ち出す。そして児童家庭支援センターが直接支援するケースになっていく。

フリースペース「飛鳥」

児童家庭支援センターあすかのソーシャルワーカーから、学校に行きづらい小・中学生が安心して過ごせる場が必要だという声が上がっていた。そこで、不登校児に学校以外の居場所と友だちとの交流機会を提供するため、フリースペース「飛鳥」を月に2回開催している。農作業や季節の行事、調理実習やスポーツ大会など、子どもたちの自主性を尊重する活動がプログラムされている。不登校の子どもたちはコミュニケーションが未熟なことが多い。小集団活動を通してコミュニケーションに慣れ、自立に向けた社会的支援を行っている。

フリースペースの案内は、毎月学校や近隣自治体に広報を出し、周知している。児童家庭支援センターの相談から参加したり、スクールカウンセラーに誘われてやってくる中学生もいるそう。

< 児童家庭支援センターあすかの実践 >

(1) 〈「児童家庭支援センター」の目的は「個別援助」である〉

「児童家庭支援センター」は地域における「相談・援助の専門機関」として、ソーシャルワーカーと臨床心理士などが、家庭において子育てに悩んでいる、困っている、問題がある、個別のケースに対し、社会福祉法人の機能と人材を背景に、関係機関、団体の異質の特徴と機能を活かし、役割分担をして、「システム」として適切な役に立つ援助をすることを目的とする。

「システム」は、不可能を可能とするプロセスであり、まさに「児童家庭支援センター」は「バーベキューの串」の役割を果たすものである。

※「援助」とは「じり貧状態であったり、挫折しかかっていたりする当事者に対して、プラスの方向に向かうように力を貸すこと。」(三省堂-新明解国語辞典)

(2) 〈援助のすすめ方〉

援助の具体的な進め方をまとめると以下のようになる。

①問題ケースの認識（発掘）

労働災害の法則に「ハインリッヒの法則」というのがある。これは1つの大きな事件・事故の陰に29の「カスリ傷」程度の出来事があり、その陰に300の「ハット」としたり、「ヒヤリ」とする小さな出来事があるというものである。

この法則はよく危機管理に使われるが、子育ての問題にも当てはまるもので、虐待死や虐待による傷害事件は、最終的な出来事であり、そこに至るまでの子育てに悩んでいる、困っている、問題があるなどの事柄に目を配り、それをしっかりと認識し、適切な役に立つ「援助」を行うことが地域における子育ての社会支援の役割であり、有効な予防対策である。児童家庭支援センターは、その体制づくりの中核を担うものである。

②ケースマネジメント（援助の段取り）の実施

ケースマネジメントは5つの手順において進めていく。

調査（情報の収集）→分析（課題及びニーズを探る）→計画（援助プログラムを立てる）→行動（援助プログラムの実施）→評価（客観的な評価 - 役に立つサービスが行われたか）個別の問題ケースに対して以上の5つの手順に基づいて、児童家庭支援センターのスタッフが中心（バーベキューの串の役割）となり、段階ごとに適宜、検討会議（ケースカンファレンス）を開き、各社会機関の関係者が役割分担をして、適切な役に立つ「援助プログラム」を実施していく。

ケースマネジメントの推進には、ソーシャルワーカー（社会福祉士などの有資格者が望ましい）心理担当職員（臨床心理士、認定心理士などの心理職を含む）がセンター長を中心に役割を明確にして実施することが必要である。

以上のように、援助のためのケースマネジメント（援助の段取り）を行うことがセンターの最も重要な役割である。

(3) ソーシャルワーカーの役割

ソーシャルワーカーをせまく定義すれば社会福祉士、精神保健福祉士の資格を持った人たちということになる。しかし国際的に求められているのは、たんなる福祉やサービスの提供者としての役割だけではない。

ソーシャルワークの核心は、個別の「こまりごと」にたいして、それを発生させている「環境」それ自身を変革していくことにある。またその「こまりごと」は、かならずしも低所得層の生活困難にかぎられるものではなく、介護や子育て、教育など、所得の多寡とは関係なく生じうる個別の案件と向きあうのがSWの第一の任務である。

他機関・パートナー等からの視点

桜井市教育委員会から見た児童家庭支援センターの意義

一般的に福祉と教育の連携には難関が多い。しかし桜井市では、河村理事長と宮崎次長が校長会や教頭会に出席し、先生たちの困り事に児童家庭支援センターあすかが対応してきたことから、学校との信頼関係が築かれた。市内全中学校へのスクールカウンセラー派遣は奈良県独自の児童生徒支援加配による市の単独事業。定期的な派遣だが、緊急対応や追加対応にも応じてもらえてありがたいという。カウンセラーは教室巡回しながら生徒の相談に応じるが、職員室にもデスクを持っており、教員の相談にも乗っている。これはカウンセラーが教員とともにチームケアの“仲間になる”ことを意味している。

学童保育事業も2021年度から教育委員会に移管。定期連絡会を通じて、児童家庭支援センターあすかとの連携もますます深まっている。桜井市内の学童保育は小学校校舎または敷地内に開設されている。学校に適応しにくい子の居場所を学校の中に作ることができ、教員の学童保育への連携意識も向上した。

児童家庭支援センターあすかの不登校・不応答等のケース支援へのスタンスは治療ではなく、「一緒に考えましょう」というもの。子ども、保護者、教員とあすかが一緒に問題に取り組む関係を、あすかが結んでくれている。



桜井市けんこう増進課から見た児童家庭支援センターの意義

妊娠期から子育てまで切れ目のない支援を目指して母子保健と子育て支援を担うけんこう増進課ができたのは2016年。子育てに不安を感じる保護者のため、毎日相談できる体制を取りたかったが、心理職を桜井市の常勤職員として配置することは難しい。そこで児童家庭支援センターあすかから心理職を派遣してもらうことで、事業を拡大できた。未就園児親子を対象とした週3回の「親子ふれあい教室」、就園児対象の「発達支援教室」、検査するほどではないが心配な子と保護者のための「陽だまり育児発達相談」、定期健診時の「すこやか相談」、保育所・幼稚園からの依頼に応じる「保育所巡回相談」と「陽だまり巡回発達相談」等によって、市内の乳児から小学校6年生まで、発達の気になる全ての子どもと保護者をカバーすることができている。

派遣の心理職には、保護者に加え発達支援教室や保育を担う保育士、保健師への助言をしてもらっている。保育士や保健師では保護者との関係を重視して言いにくいことも、外部の専門家である心理職からの助言であれば保護者も受け入れやすい。これは心理職が市職員であっては難しく、外部の専門家だからこそその絶妙な立ち位置なのだそう。

事業運営や事業展開の 課題と工夫（知恵袋）



人材育成

心理職の専門性を持ったソーシャルワーカーを育成

あすかでは、ケースを受け持つソーシャルワーカーや心理職9名すべてが臨床心理士、公認心理師、社会福祉士、精神保健福祉士、特別支援教育士などの有資格者。ほとんどの職員は複数の資格を有し、大学院修了者も少なくない。これは河村理事長が意識的に心理職を採用しているからだ。しかし桜井市との連携では心理職の派遣が目立つが、そのアプローチはソーシャルワークによるものに見えた。「あすかに育ててもらった」という吉田主任にたずねると、「私たちは心理職として派遣されているソーシャルワーカーです」と即答。残念なことには、せっかく育った職員が県や他の児童家庭支援センターに引き抜かれてしまうのだとか。視点を変えれば、あすか出身のソーシャルワーカーは全国で活躍している。

連携

教育と福祉がうまくいく秘訣

河村理事長と宮崎次長に教育との連携がうまくいく秘訣をたずねると、長いお付き合いのなかで築かれた信頼関係とのこと。学校の先生方がどのようなことに困っているのか、徹底して「御用聞き」に伺い、先生の困り事、学校にとって手のかかることを引き受ける。あすかの職員が代わっても、学校長が代わっても、繰り返し訪問して顔をつなぎ、関係を切らさない。こうした姿勢が、職員のみなさんの「行かせてもらう」という言葉によく表れていた。

法人運営

バーベキューの串になる

飛鳥学院の使命は「地域における子育ての社会支援システムの構築」。法人は多種事業を展開するが、それだけでは一つひとつの事業はただの食材に過ぎない。そこでバーベキューの串として束ねているのが児童家庭支援センターあすかだ。さらに、児童家庭支援センターが担う業務や他機関との関係を、一人ひとりのソーシャルワーカーや心理職がバーベキューの串となつてつないでいる。

今後の展望

法人が経営の中心に

児童養護施設に入所している子どもは、困難を抱える子育て家庭のほんの一部にすぎない。社会的養護は入所児童だけを見る施設中心の経営から、地域全体の子育て家庭に目配りする法人中心の経営にシフトしなければいけない、と河村理事長。社会福祉法人の中には経営に消極的であったり、理事長の位置づけが曖昧なところもある。だが、地域を見るには経営者としての目が不可欠だ。

法人が展開する事業の要となる児童家庭支援センターだが、課題もある。児童家庭支援センターあすかの年間予算はおよそ4000万円。それに対して、児童家庭支援センター単体での収入は1250万円に過ぎない。設置から20年で莫大な赤字を積み上げてきたことになる。事業内容の重要さを県にも国にも解ってもらおう努力を続け、委託費の単価を上げるなど赤字を出さない仕組みを考えなければならないだろう。

こうした現状を打破するため、社会福祉法人飛鳥学院ではさらなる多機能化、多事業展開を模索している。児童発達支援センターやクリニックの設立など、発達の気になる子どもや障害を持つ子どもと保護者を支援する体制の強化を図り、目指すところは「法人としての街づくり」だ。これはけっして大げさな話ではない。法人職員200人が支援する子どもの総数はおよそ1700人。桜井市の子どもの4人に1人に上る。文字通り、桜井市の子育て支援を担っているのは飛鳥学院なのだ。

ところで子どもや保護者を直接支援するのは現場の職員だが、重要な決定は職員だけでは行えない。上に立つ者が責任をもって進むべき方針を示すことで、職員も安心して実力を発揮できる。法人全体の進むべき方向を示すのはもちろん理事長だ。

研究員の見聞録



奈良県は南北に長い県だ。児童家庭支援センターあすかがある桜井市は県北部に位置する。周辺は難読地名の宝庫。ここが古代都市の中心であったことを主張するように、桜井駅前のロータリーに小さな古墳モニュメントがあった。

児童家庭支援センターあすかは、桜井市の人口規模から考えれば驚くほどの職員数を抱えている。それも、高学歴・有資格の専門家揃いだ。そのため、地区担当制をとり、市内各地への心理職派遣を通じて0歳から15歳までのすべての子どもと保護者に目配りする徹底したポピュレーションアプローチが可能になっている。大規模市にあっても最小限の職員数で運営する児童家庭支援センターもあるなか、なぜこれほどの体制を整えているのだろうか。調査中、そのことの意味が伺える場面があった。市内を車で移動中、集団下校の小学生の一群とすれ違った時のこと。「この中にも知っている子がいるかもしれません」と吉田主任。東京に暮らす筆者には、え、そんな偶然ってあるかしら？と不思議だった。だが、「すべての子どもを支援する」とは、つまりそういうことなのだ。大袈裟でなく、すべての子どもを知っている。そんな人口減少地域だからこそできる支援モデルが、あすかにはあった。

(調査員：橋本達昌、大澤朋子、深尾美樹、

文責：大澤朋子)